

「日本医療研究開発機構の業務運営の基本方針」の一部改正について

〔平成28年11月21日〕
健康・医療戦略推進本部決定

日本医療研究開発機構の業務運営の基本方針（平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定）の一部を次のように改正する。

前文中「以下「機構」を「以下「AMED」に、「独立行政法人」を「国立研究開発法人」に、「機構の」を「AMEDの」に、「機構を」を「AMEDを」に改める。

第1項及び第2項の規定中「機構」を「AMED」に改める。

第3項中「機構の事業」を「AMEDの事業」に改め、同項(5)中「機構」を「AMED」に改める。

第4項及び第5項の規定中「機構」を「AMED」に改める。

第5項の次に次の一項を加える。

第四 その他

- 6 「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）の「産学官共同での医薬品・医療機器の研究開発の促進等」を実施するため平成28年度第2次補正予算において内閣府に計上されたAMEDへの政府出資金については、第2項の規定にかかわらず、内閣府がAMEDに措置するものとする。所管府省は、AMEDから事業の進捗状況について報告を受け、必要な場合には改善を求めることとする。